

開 議

○佐々木謙二議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、飯田武志監査委員から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月4日の本会議において各委員会に付託をされました議案の審査結果を各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号、議案第11号、議案第28号、議案第29号にそれぞれ反対1名、議案第38号に賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、人事案件1件、議会案4件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員の派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申し出書を発議いただき、表決を行います。

全議案の審議終了後、市長からあいさつを受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の変更について外40件

○佐々木謙二議長 日程第1、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の変更についてから、日程第41、議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算までの41件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔総務・文教常任委員長。

+

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成20年第1回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案12件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、酒田地区消防組合が平成20年4月1日から共同処理事務を追加し、その名称を酒田地区広域行政組合と変更するため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 山形県自治会館管理組合理約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、収入役制度及び吏員制度の廃止と会計管理者の設置により規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。

本案は、大石・山の神辺地に係る総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長からは、大石・山の神地区は冬期間2メートルの積雪があり、住民の生活を脅かしているため、辺地指定を受け除雪機械を購入し、地区住民の利便性の向上を

図るものである。事業費は1,680万円で、辺地対策事業債を充当し、国庫補助を併用しながら11トン級のドーザーを購入したいと考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この大石・山の神地区は今まで辺地に係る総合整備計画を受けることができなかつたのか、今後、ほかにも対象となるような地区はあるのか、また大石・山の神地区が逆に対象外となることも考えられるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、大石・山の神地区は今回が初めてで、これまで計画設定したことはない。毎年、県から調査が来るので、対応となるエリアがあれば計画を策定し、申請していきたいと考えている。大石・山の神地区の辺地人口は現在86人であるが、今後、人口減少や移動により人口が50人以下になれば該当しないということも考えられるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この除雪ドーザーをほかの地区でも使用しても問題はないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、起債事業であるので、当然大石・上伊佐沢地区を中心としたエリアになるが、緊急時に他地区で利用可能かどうか確認したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

本案は、置賜広域行政事務組合置賜広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部を放棄し、新置賜広域ふるさと市町村圏計画に基づく広域交流拠点施設の整備事業費の財源に充当するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長からは、長井市がこれまで置賜広域ふるさと市町村圏基金に出資した1億1,700万円の2分の1の5,850万円を取

り崩し、広域交流拠点施設の建設事業費の財源に充当するため権利を放棄ものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、長井市が出資した1億1,700万円のうち8,760万円を起債したということであるが、いつまでに償還したのか。今回、5,850万円を取り崩すが、残額5,850万円は総務省が言う新たな取り崩しの対象になる金額と考えてよいのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、総務省から未償還の場合は取り崩しできないという通達が来ているが、平成13年に全額償還しているもので、理論的には取り崩し可能と思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、高島の誇れる未来をつくる会からの要望に対して、高島町長と置広の理事長は「赤字についてはゼロにする」と言っているが、具体的な対応策はあるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、赤字をゼロにする根拠がまだ示されていないので、現在提示できるものはないと思っている。今後、理事会でどういった形で議論するかということになるとしているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、赤字負担を含めて各構成市町の負担額を示してもらわないと取り崩しを認める判断が難しいが、どう整理しているのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、平成14年に理事会で決まった平等割1、利用者割9が原則であり、これまでどおり運営についての負担割合は変わらない議論が進むものと思っている。現段階では約1,800万円の赤字を見込んでいるが、販売促進費やリース代など、検討すべき事項はまだあると思っているので、できるだけ経費を圧縮し、負担が少なくなるよう議会から出された意見を事務局に申し上げ、議論していただくよう強く働きかけていきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、高島の誇れる未来をつくる会が要望している取りつけ道路というのは、ごみ焼却施設に対するアクセス道路を言っているのか、それとも余熱利用施設へのアクセス道路のことかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、要望書を見せていただいたが、平成6年11月4日に高島町長が置広に対して出した回答書の中に、千代田清掃事業所建設に当たり確約した道路に関する事項の実現とあり、この団体は3つの案を持っているようだが、千代田クリーンセンターから国道13号線に抜ける石岡築場線の整備を一番要望しているのではないかと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、3市5町で共同ごみ処理施設を建設する際に置広で整備するという約束があったのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、過去の資料を見ると、「高島町としては整備する」という言い方になっているが、置広で整備するものではないと思っている。高島町が道路管理者としてどういう計画を持っているのかが大事だと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、2月25日の記者会見で置広の理事長が「道路整備を早急に実施したい」というようなことを言っているが、置広の負担とならないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、記者会見で「道路整備を考えていかなければならない」とは言っているが、具体的な議論はまだしていないと思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、仮に置広で道路を整備するとしても、長井市としては余熱利用施設整備事業費10億円の範囲内で整備するという考え方を示してもらいたいがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、今後、理事会でどのように議論されていくかであるが、今の段階では道路整備の負担については考えていないとの答弁を受けたところであります。

+

討論に入り、委員からは、アクセス道路の整備については、現時点では新たな置広の負担はないということであるので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市「文教の杜ながい」の指定管理者として財団法人文教の杜ながいを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理料の内訳の中に平成19年度の委託料に含まれていなかったものがあるが、どこが違うのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、光熱費や燃料費、警備業務委託料、消防設備保守点検委託料については管理者の方で支払うという考え方で、20年度の指定管理料に入れて積算したものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、新たに加える経費を合計すると約80万円になるが、これに前年度の委託料895万5,000円を加えても平成20年度の指定管理料にならないのはどう理解したらよいかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、少し経費的などところで削減をお願いした部分はあるが、指定管理者の収入として施設使用料50万円が入ってくるので、ほぼ前年並みの金額ととらえているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、小桜館はNPOに委託になるようであり再委託となるが、何に基づいて委託できるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、市のガイドラインの中で業務の一部を第三者にゆだねることができること示されていることから、再委託可能としたところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、業務の全部を第三者にゆだねることはできないとされているにもかかわらず

らず、B区の方は丸投げに近い形で疑問があるがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、最終判断は指定管理者が行うものであり、丸投げではないと思っている。今後3年間で整備事業も進んでいくので、その後どうするかは改めて検討しなければならないという認識を持っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、財団法人文教の杜ながいの役員構成を見ると、市議会議員や教育委員の方もいるが、そういうところに管理をお願いすることは問題はないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、公職につかれている方もおられることは承知しているが、財団法人自体が文教の杜を守っていくためにつくられた組織であり、理事に公職の方が入っていることについて深く考えたことはなかったとの答弁を受けたところであります。

また、教育長からは、財団設立当時の経緯から理事として選出されたのだと思うが、今回組織がえをするわけなので、今後、十分意を用いながら教育委員会でも検討させていただきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、これまで文教の杜は衣服や陶器などの展示販売など、商売につながることはできなかったが、今後は指定管理者の判断であることができるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、どこまで市民のコンセンサスが得られるか、教育委員会としても検討が必要であると思っている。にぎわいがあってこそ文化財は生きてくると思うので、ガイドラインづくりを一緒にさせていただきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の設

定についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行及び企業立地に関する基本計画の策定に伴い、税制面での優遇措置を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長からは、課税免除の対象となるのは、市街地及び山林、鳥獣保護区を除いた市街地全域における超精密技術関連、有機EL関連、自動車関連の業種の取得価格5億円を超える土地や生産設備を除いた家屋で、課税免除期間は3年間である。要件については、長井市独自ではなく、対象区域内市町村で同じような条件で設定したものであるとの説明を受けたところでありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市課及び室設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、自立経営のための行財政改革の進捗状況を管理する段階に至り、組織のスリム化と業務の見直しを図るべく所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長からは、平成19年度に自立経営対策室を設置し、自立計画の見直しを行ってきたが、今後の方向性を定め、一つの大きな区切りになったと考えている。また、地区長連合会から課の数を減少するよう要望が出されたことなども十分にしんしゃくし、自立経営対策室を課と並列の組織から外すことにしたが、集中改革プランを今後もしっかりと進捗管理する必要があることから、係よりも上位の室として位置づける。現行の自立経営対策室の事務分掌は総務課に、会計課にある工事検査係を財政課に移管する。企画調整課は新たに地域経営戦略に関すること、子育て環境推進に関することを分掌し、市町村合併に関することを含め、ま

ちづくりの重要課題として取り組んでいく分野を分掌する。環境基本計画は企画調整課から市民課に移管する。レインボープランコンポストセンターの施設の管理運営については農林課の分掌とするとの説明を受けたところでありました。

質疑に入り、委員からは、なぜ自立経営対策室を1年で課と並列から外すのかとの質疑がなされ、総務課長からは、平成19年度予算編成が非常に厳しい状況で、自立計画を大きく見直す必要性に迫られたことから市長直属の室として自立経営対策室を設置したが、集中改革プランの大幅な見直しにより、一つの大きな区切りはできたと考えており、進捗管理は必要であるが、地区長連合会から課の数を減らすことの要望や、昨年3月定例会で議会から課をふやすことについていかがなものかのご意見があったことも勘案したところであるとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、自立経営対策室以外にも課や係の統廃合を検討しているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、企画調整課の中に地域経営戦略、市町村合併、子育て環境整備の推進、ダム、レインボープランに関することなどを含めた一つの室を設置したいと考えているとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、その室の名前はどのようなのかとの質疑がなされ、総務課長からは、案として地域戦略室と考えているとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、なぜ室なのか、係ではだめなのか。また、19年度に課と並列の室が存在したために混乱しないかとの質疑がなされ、総務課長からは、県を参考にして、同じ名称であるが係より上位の課の中にある室と位置づけたとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、室は係より上で課より下だとのことだが、室の権限や決裁はどのように整理したのかとの質疑がなされ、総務課長から

+

は、係であれば係長は係長クラスだが、室長については補佐クラスを考えている。権限は係と同等であるが、室の中には係はないので、室の中で全体の分掌事務をとり行っていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地域戦略室はこれだけの分掌事務を室としてどうやって推進していくのかとの質疑がなされ、総務課長からは、人事が始まっていないので判断しかねる部分もあるが、室長のもとに段階的に係長や主任などがいるということだけでなく、補佐クラス数名がそれぞれの分野を担当して、重なり合って室の中全体で業務を遂行していくイメージと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、補佐クラスの室長のほかに補佐がいるというのは組織としてイメージできないがとの質疑がなされ、総務課長からは、グループ的なところで同じ課題を持って業務を遂行していくというような、縦割りのでない組織体制でやっていけないかという試みのなところも多分に含まれているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、子育て環境推進について企画調整課が担当することは機能的かつ効率的でないと思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、子育て環境推進は大きな行政課題の一つで、これまでも各担当課で実践しているが、大局的に指示調整する部分が不足することから、この部分を企画調整課で総合調整するものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、子育て環境推進を企画調整課で総合調整できるか疑問であるが、この先ずっと企画調整課で行っていくのかとの質疑がなされ、総務課長からは、政策実現を図るための基本は、市長が一番実現しやすい体制をつくることであり、状況に応じて組織は変えていくと思うので、将来的にずっとこの事務分掌が企

画調整課にあるとは思っていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、施政方針の中で「行政組織がどうあるべきか20年度に検討し、21年度に試行する」と言っており、今回変更しなくてもよいのではないかと質疑がなされ、総務課長からは、大きな見直しは20年度中に行うが、部分的な見直しはこの4月から実施させていただきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、レインボープランに関する業務は、事業である農林課に窓口を一本化しないと有機的なものにならないのではないかと質疑がなされ、総務課長からは、新しい事業を企画立案し、事業の調整を行い、具体的な形にして事業課に落としていくのが企画調整課の本来の役目であると思っている。レインボープランはより具体化されたので、農林課でコンポストセンターを担当するが、レインボープランの理念は長井市のまちづくりの理念と合致している部分が多くあるので、その部分については企画調整課で担当するという考えであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、工事検査係を財政課に移管するとのことだが、20年度中の見直しで検討した結果、また違う課に移管するというにならないかと質疑がなされ、総務課長からは、会計管理者から、会計事務は地方自治法第170条で例示されているが工事検査の項目はなく、どの団体もこれを根拠として会計事務に入れていないとの指摘があった。県内各自治体では財政課や総務課の契約検査のところに設置していることから、今回移管したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、一般的に言われている縦割り行政や複雑な組織による弊害をこの改正によって解消し、市長が言われる「心の通った市役所」を目指すことをぜひ約束していただきたいと思っている。20年度に組織の見直し

をするということであるので、市民にとってよりよい市役所になることを期待し、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、自立経営対策室を総務課に置くことには賛成であるが、なぜ室にするのか理解できないし、うまく対応できるのか心配である。うまく機能するよう、ぜひ対応してもらいたい。また、同じ事務分掌が分かれるところについては、当該の課、係で十分に話し合いを行い、住民サービスに支障を来すことのないよう取り計らっていただきたいと思っている。具体化に当たっては人事となるわけであるが、議論のあったことを十分受けとめ、仕上げていただきたいということを申し上げ、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市地区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本市財政の健全化を図る取り組みの一環として、地区長手当及び地区長調整手当などを見直すべく所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長からは、地区長手当を平成20年度から20%削減し、平等割を現行の年額4万2,000円から3万3,600円に、世帯割を現行の年額1,050円から840円に改めるとともに、地区長調整手当を平成20年度から廃止する。地区長会などには平成20年度当初予算の財政収支や自立計画の改定内容などを説明し、理解と協力をお願いしてきたところであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、地区長は大変な仕事で、隣組長手当はなくても地区長手当は削減すべきでないと思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、市財政が非常に厳しいことから、19年度から非常勤特別職の方に削減の

お願いをしてきたが、自立計画、集中改革プランの見直しの中で地区長、隣組長にも協力をお願いしてきたところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地区長手当を下げることはやぶさかではないが、隣組長手当を下げることはおかしいと思っている。隣組長手当は条例に明記されていないが、どのように考えればよいのかとの質疑がなされ、総務課長からは、条例第6条第3項で「隣組長には予算の範囲内で手当を支給する」とされており、費用弁償に計上されているので、予算で判断していただくことになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市報の発行が2回から1回に減ることによって、地区長と隣組長の業務は減ることはあってもふえることはないという理解してよいのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市報は4月から月1回、15日号を発行したいと考えている。文書も市報と一緒にお願いしたいと考えているので、業務量はふえないと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地区長手当は報酬ではなく費用弁償だと言われているが、地区長のこれまでの仕事で何が減ったのか。支給額が40%減るが、40%分の仕事が減るのかとの質疑がなされ、総務課長からは、報酬ではないので業務の対価ではなく謝礼的な意味合いが濃いと考えている。単価の積算については、長井市の財政が非常に厳しいので、地区長さん方にもご協力をお願いしたいということと、市報の発行を2回から1回にすることによって実質的に業務が軽減される部分もかんがみて、今回の額でお願いしたところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、これからもずっとこの額でお願いしていくのか、今後見直しする考えはないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、このたびの地区長手当の額は将来的に固定する

+

ものではなく、財政の健全化を図る取り組みの一環として改正するものであり、財政の健全化が図られたときが見直し時期と考えている。ただし、地区長調整手当は経過措置を設けて廃止させていただきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、平成19年から自立計画を実施しているわけだが、削減期間はその4年間だと理解してよいのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市報と地区長手当の見直しは自立計画の一環で行うものであるため、見直しするめどとしては自立計画の最終年度が一つの時期とと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、隣組長手当も見直すのかとの質疑がなされ、総務課長からは、地区長手当と同様に見直しする配慮が必要だと思ふとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、隣組長手当の削減額は幾らになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、235万6,000円であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、隣組長手当の基準がないことはおかしいと思わないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、できれば明確にした方がわかりやすく支給しやすいと思ふとの答弁を受けたところであります。

質疑の中で委員から修正案が提出され、隣組長手当については額を明確にすべきであり、隣組長に手当削減の説明をしていないと思われることから、隣組長手当の額を年額3,100円と明確に定めたいとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、本案は集中改革プランの一環として、財政の健全化を図る取り組みの一環として手当の削減を目指すものであるが、残念ながら整合性がとれていないと言いたい部分がある。しかし、修正案は地区長手当

の削減分とほぼ同一の割合で隣組長手当は設定されており、金額も明確に明示されているので評価できる。また、財政再建が図られた時点で見直すということなので、当面はこの額で実施していくことが妥当と判断し、修正案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、委員会でも可決いたしました修正案につきましては、お手元に配付させていただいております。

次に、議案第23号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、少子化対策の一環として、職員の勤務環境の整備を図るため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長からは、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境整備のための行動計画を策定するよう義務づけられており、この行動計画の中で家庭ほか職場でも子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う環境整備、職場の環境整備を行うことなどが盛り込まれていることから、長井市でも職員の産前休暇を6週から8週に改正するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業から復帰した職員の復帰後の給与を改善し、育児休業を取得しやすくするために提案されたものであります。

審査に際し、総務課長からは、改正前の育児

休業をした職員の職務復帰後の号給の調整については、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすと言われていたが、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなすということが柱で、子育てしやすい環境整備の一環としての措置であるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市市税条例及び長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、本市行財政改革の推進と特別郵便物の取り扱いの見直しに伴い、他市の状況を踏まえ、督促手数料の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長からは、督促状の郵送に当たっては、今まで1,000通を超える場合は特別料金が該当し50円で送付できたが、経過措置がなくなり通常料金の80円になったため、督促料金では郵便料も賄えない状況となっており、未納状況の印刷経費なども考慮して、平成20年4月1日以降発生する督促料金から100円に改正するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、物品調達特別会計を廃止するとともに、後期高齢者医療特別会計を設置するため提案されたものであります。

審査に際し、財政課長からは、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成20年度の決算から公会計制度が改正され、各種財務諸表の作成や各会計

の連結などが必要になることから物品調達特別会計を平成20年度以降廃止し、20年度からスタートする後期高齢者医療制度に対応するために地方自治法第209条第2項の規定に基づき後期高齢者医療特別会計を設置するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、物品調達特別会計はどのような目的で設置されたのか、これまでどのような品目を取り扱ってきたのかとの質疑がなされ、財政課長からは、本会計は市で共用する消耗品関係の物品の一括購入が目的で紙1枚、鉛筆1本から購入していたが、その後、時代の変遷に伴い、徐々に取り扱い品目を減らして、現在は燃料費とコピー借り上げ料だけとなっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、なぜ今まで物品調達特別会計を廃止することができなかったのかとの質疑がなされ、財政課長からは、廃止すべく検討はしてきたが思い切るに至らなかったということがすべてと申し上げざるを得ないと思っ

さらに、委員からは、これからも燃料は財政課で一括して契約することだが、今回の補正予算を見ると、燃料費の契約単価がそれぞれ違っているが、どういう契約をしているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、市内3つの取扱業者とそれぞれ契約を行っているが、契約単価は画一的な単価になっている。契約は1年間の単価設定ではなく、1カ月ごとに見直しを行っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長のご報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、日程第12、議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてまでの12件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第14号 山形県自治会館管理組合理約の一部変更についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第17号 辺地に係る総合整備計画についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第17号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第18号 権利の放棄に

についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第18号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第19号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第20号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の設定についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第20号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第21号 長井市課及び室設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第22号 長井市地区長

設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第22号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第22号は、委員会の修正案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第23号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市市税条例及び長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。平成20年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案12件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第15号 山形県消防補償等組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により収入役制度及び吏員制度が廃止され、会計管理者を設置することとされたこと並びに消防組織法の一部改正に伴う規定整備のため規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。